

下志津小学校 いじめ防止基本方針

令和6年 4月1日
佐倉市立下志津小学校

1. はじめに

学校教育目標

「よく学び 心豊かで たくましい子どもの育成」

めざす子ども像

目標をもち、あきらめずにやり抜く子ども（知）

→「学習意欲が高く、あきらめずに学び続ける子」

感謝の気持ちをもって生活できる力（徳）

→「自己肯定感が高く、他者を許容できる子」

心と体の健康を保ち、たくましく生きる力（体）

→「授業体育の充実」「行事等を活用した体力向上」

以上の学校教育目標・めざす子ども像を受け、本校ではいじめをしない、させない、見逃さない体制をとり、教職員全体で「いじめを絶対に許さない」気持ちで取り組んでいきます。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもつことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全體が課題意識をもって、いじめに対峙することも大切です。

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

下志津小学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域が一体となって、連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりに邁進していきます。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

3. いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であるといわれています。

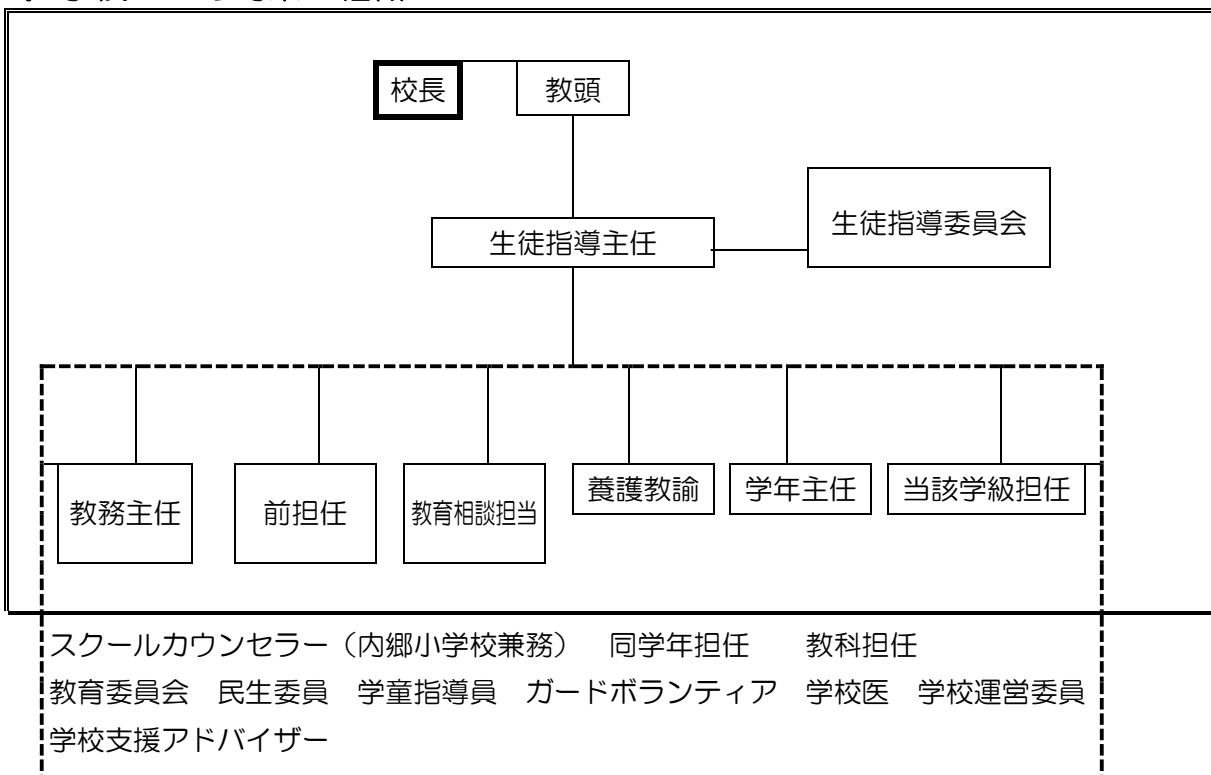
「暴力を伴ういじめ」は「発見されやすい」ものが多く、学校が把握していながら対応が遅れたり、毅然とした対応がなされなかったり、適切な対策がとれなかったりすることで問題が長期化することがあります。

「暴力を伴わないいじめ」は「発見しにくい」ため見過ごされやすくなる傾向があります。また、人間関係上のトラブルにより、重大ないじめに発展する場合があり、見えにくい上に、発見しても、丁寧な分析と適切な指導ができなければ、問題が長期化し深刻な事態を招くことがあります。

いじめには以下のようなことが該当します。

- ・無視や仲間外れのような、心理的なもの
- ・暴力
(殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含む。)
- ・悪口
(からかい、冷やかし、脅しなど「いやだ」と感じることを言われるもの)
- ・強要
(危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理に強いられるもの)
- ・金品の要求等
(金や物を奪われる。あるいは隠される、壊されるなどの行為)
- ・インターネット等を利用したいじめ
(メールやSNSなどを使い、悪口を書かれたり、画像や個人情報を本人の許可なく無断で掲載されたりするもの)

4. 学校いじめ対策の組織



① 生徒指導委員会 毎月1回

○メンバー

全職員・学校支援アドバイザー

② いじめに関わる情報があったときの緊急会議（ケース会議）

○メンバー

校長、教頭、生徒指導担当教員、養護教諭、関係学年主任、担任、
学校支援アドバイザー

- ・いじめ情報があった場合に招集する
- ・情報の収集と記録
- ・具体的な対応策と情報の共有

5. いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細かな指導と支援です。学校職員が一丸となって、すべての子どもたちの長所を発見しながら、存在感が發揮できる教育活動を実践していきます。また、児童に対する教師の受容的、共感的な態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりに努めます。

教師の姿勢としては、差別的な発言や児童を傷つける発言、体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識をもち、温かい人間関係づくりに心がけていきます。

(1) 授業を通して

それぞれの授業に於いて、以下のことを常に意識することで生徒指導の機能を生かした、わかる授業の実践を目指します。

- ①児童に自己決定の場を与えること
- ②児童に自己存在感を与えること
- ③共感的人間関係を育成すること

(2) 道徳教育の充実

○いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。
○思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実に努めます。

各学年の道徳の目標

- ・1年生・・・身近な日常の問題等を通して考えさせ、児童の道徳性を養うとともに各自の実践力も高めていく様にする。
- ・2年生・・・相手の立場になって考え、思いやる心を育てる。
各教科の学習との関連をもたせながら、道徳で学習したことを実生活で生かせる様にする。
- ・3年生・・・よく考えて行動し、過ちを素直に認め、改められる様にする。
友達と互いに理解し合い、信頼し合い、助け合う態度を育てる。
約束や社会の決まりを守れる様にする。
- ・4年生・・・友達と協力して問題を解決し、困った時は助け合い、一緒に成長していく様とする態度を育てる。
- ・5年生・・・身近な問題や出来事を通して自分に置き換えて考えさせ、よりよい行動はどうあるべきかを判断し、実践出来る様にする。
各教科・児童の実態との関連性をもたせながら、体験を通して道徳性を育む。
- ・6年生・・・発表や話し合いを重ね、社会の中で生きていく態度について考えることができる。自分自身の行動を振り返って反省し、考えたことを実践できる態度を養う。

(3) 体験学習の充実

○体験を通して達成感や感動を味わい、自己肯定感を高めるとともに、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施します。

(4) 相談体制の整備

○教育相談により、児童の悩みや変化に早く気づく体制を整えます。

- ・全児童を対象とした、担任による定期的な教育相談を、年間3回行います。
(実施月は6月、11月とし、時間を確保して各クラスにおいて実施しやすい方法で行います。)
- ・児童が希望したときには、いつでも面談ができる体制を整えます。
- ・相談ポストを設置することで、直接、言葉では相談しにくい児童に対しても配慮していきます。
- ・校内だけでは対処しきれない問題に関しては、相談機関を周知し、早期解決を目指します。

(5) 定期的なアンケートの実施

○いじめアンケートに学校全体で取り組みます。

- ・いじめに関するアンケートを年間2回行います。
- ・結果の分析には学年職員を中心に、複数の教員あたります。

みんなのおもいアンケート（教育相談の内容）		
1 あなたが楽しみにしていることは何ですか。	• 学校では	• 学校から帰ってからは
2 あなたはクラスの中に仲の良い友達はいますか。 いる人は何人くらいいるのか、書いて下さい。		
3 最近、あなたが友達にいやなことをされて困ったことがありますか。 あると答えた人はどんなことですか。		
4 最近、クラスの中にいやなことやいじわるをされて困っている友達はいますか。 あると答えた人はどんなことですか。		
5 最近、家やその他のことで困っていることはありますか。		
6 先生に相談したいことがありますか。 あると答えた人はどんなことですか。		
7 担任の先生以外の先生に相談したいことはありますか。 あると答えた人は、だれ先生に相談したいですか。		

(6) 児童会を中心とした取り組み

○児童会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような、自治的な活動に取り組みます。

- ・いじめゼロ宣言
- ・代表委員会等での話し合い
- ・人権集会などでの取り組み

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

○情報機器の持つ危険性や、その使われ方を知ってもらい、問題の解決に努めます。

- ・保護者にも協力してもらい、互いに連携しながら指導します。
- ・各教科での情報教育を行います。
- ・悪質な内容を含む場合は、警察に相談します。
- ・関連機関と連携し、講話を通して指導します。

(8) 保護者への啓発活動

○年度当初より、いじめ問題に対する学校の認識や、対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行います。

- ・学校便りや学年便りを通しての啓発活動を行います。
- ・保護者会や教育ミニ集会等を通しての啓発活動を行います。
- ・家庭教育学級を通しての啓発活動を行います。

6. いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することも重要となります。

子ども達と関係する全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付くことが、早期発見につながります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。ささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わりをもち、積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめ対策会議を開き、組織的に対応していきます。

(1) 事実の確認

○いじめの情報に敏感に対応します。

- ・日頃から、児童の行動を注意深く見守ります。
- ・日記や作文等から気になることを発見します。
- ・児童や保護者からの情報を大切にします。
- ・他の教職員からの情報を共有し合います。

○事実の確認を正確に行います。

- ・いじめの情報を確認したら、いじめ対策委員会を中心に、複数の職員で組織的に対応します。
- ・当該児童、周りで見ていたなど関わりのある児童から、当該児童の安全に配慮しながら聴取を行うことで、事実関係を把握します。
- ・いじめの状況が把握できた段階で加害児童にその内容について確認します。
(時系列、児童別等)
- ・確認したことをもとに、事実を確定します。

○指導方針を決定します。

- ・いじめの状況、児童の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、いじめ対策委員会で指導方針を迅速に検討します。
- ・教職員が情報を共有し、その後の指導の進め方について共通の認識をもって指導に当たります。

(2) いじめを受けた児童、保護者への支援

○事実関係を確認します。

- ・改めて事実確認を行い、されたことについて時系列で整理します。
- ・学校の指導方針（過程）を説明し理解を得ます。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーや教育委員会など、外部機関と連携して指導にあたります。

○いかなる理由があっても、いじめられた子どもを守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去します。
- ・複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い、支える体制をつくります。
- ・必要に応じていじめた児童を別室において指導することも考慮します。
- ・継続していく相談できる体制を整えます。

(3) いじめを行った児童への指導

○行った行為については、毅然とした態度で指導します。

- ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させます。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。

- ・児童間、保護者間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え、理解し、その後の人間関係の修復につながる支援をします。
- ・自分の行った行為を反省せず、いじめを繰り返し行う場合などは、出席停止、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとります。

○いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせます。

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーなど、専門家と連携して指導します。
- ・被害児童の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚をもたせます。
- ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
- ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、その後の行動について考えさせます。

(4) いじめを行った保護者への助言

○問題解決に向けて、協力を依頼します。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡します。（初期対応を大切にします）
- ・当該児童と同席で、事実関係の確認を行います。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。

○よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。

- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。

○自分の問題に向き合えない場合には、粘り強く指導するとともに、毅然とした態度で接します。

- ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応することを伝えます。

(5) 継続的な見守り、指導、助言活動

○表面的な変化から解決したと安易に決めつけず、見守りを継続します。

- ・保護者と継続的に連絡を取り、変容に対する情報を伝え、継続的に支援します。（被害者、加害者とも）
- ・被害児童には、教員が毎日声をかけて、小さな変化を見逃さない配慮を継続します。

(6) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

○躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります

- ・児童の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報します。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡します。

7. 重大事態への対処

重大事態とは、「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」があることです。

具体的には、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 欠席が30日以上になった場合

を想定しています。

(1) 事実関係を明確にするための調査

- ・調査は「いじめに関わる情報があったときの緊急会議」のメンバーで行います。
- ・重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。
- ・重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。（客観的な事実関係を速やかに調査します。）
- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とします。

(2) 調査に関わるいじめを受けた児童・保護者への必要な情報の提供

- ・調査の結果については、丁寧に説明します。
- ・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

8. 年間計画（令和5年度予定）

いじめ問題防止に関する年間計画		関連する学校行事
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学年の引き継ぎ情報を通して学校間、学年間の情報交換 ・いじめ防止基本方針の確認（職員研修） ・いじめに関わる共通理解（職員研修） ・保護者への「いじめ対策についての説明」 ・いじめや気になる児童の共通理解 ・いじめ月末報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観・懇談会 ・地域巡回 ・登校班指導 ・生徒指導委員会 ・学校経営説明会 ・学校運営委員会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・大会を通して仲間意識を高める ・新入生歓迎の行事を通した人間関係づくり ・いじめや気になる児童の共通理解 ・いじめ月末報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年さつまいも植え ・1年生を迎える会 ・5年田植え ・部会陸上大会 ・生徒指導委員会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・社会科見学を通して仲間意識を高める ・定期的なアンケート、教育相談の実施 ・いじめや気になる児童の共通理解 ・いじめ月末報告 ・地域人材を活用した、豊かな心の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・4年社会科見学 ・プール開き ・教育ミニ集会 ・教育相談 ・生徒指導委員会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・社会科見学を通して仲間意識を高める ・校外学習・宿泊学習を通した人間関係作り ・個別面談の中で保護者との連携を深める ・いじめや気になる児童の共通理解 ・いじめ月末報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年市内めぐり ・6年校外学習 ・5年宿泊学習 ・登校班指導 ・個別面談 ・生徒指導委員会
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会 ・いじめ防止サミット ・いじめ月末報告 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや気になる児童の共通理解 ・いじめ月末報告 ・音楽集会をとおした人間関係づくり・集団づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会

10月	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習を通した人間関係作り ・いじめや気になる児童の共通理解 ・いじめ月末報告 ・運動会をとおした人間関係づくり・集団づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生校外学習 ・生徒指導委員会 ・運動会
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習、修学旅行を通した人間関係作り ・いじめや気になる児童の共通理解 ・いじめ月末報告 ・定期的なアンケート、教育相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年校外学習 ・2年校外学習 ・4年校外学習 ・5年校外学習 ・6年修学旅行 ・芸術鑑賞会 ・音楽集会 ・生徒指導委員会 ・教育相談 ・部会音楽発表会
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権集会にて「人権」を守るためにしてはいけない事などを知る ・個別面談の中で保護者との連携を深める ・いじめや気になる児童の共通理解 ・いじめ月末報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権集会 ・個別面談 ・生徒指導委員会
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや気になる児童の共通理解 ・いじめ月末報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの意見や願いを聞く ・いじめや気になる児童の共通理解 ・いじめ月末報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年安全マップ報告会 ・授業参観 ・学級懇談会 ・生徒指導委員会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・全校で6年生に対する感謝の気持ちを育てる ・進級、進学する学年の引き継ぎ情報の整理、作成 ・いじめや気になる児童の共通理解 ・いじめ月末報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・登校班指導 ・集団下校 ・生徒指導委員会

9. その他

- ・年度末にいじめ問題取り組みについての評価を行います。
- ・この基本方針は、年度の反省を生かし、見直し改善していくこととします。